

東北大学医学部規程（案）

（平成5年4月1日）
規 第 116 号

改正	平成7年3月17日規第16号	平成14年5月24日規第133号
	平成8年4月1日規第46号	平成15年4月1日規第70号
	平成9年3月31日規第37号	平成15年10月1日規第163号
	平成10年4月1日規第21号	平成16年4月1日規第215号
	平成11年3月15日規第8号	平成17年12月27日規第186号
	平成12年3月17日規第13号	平成19年3月13日規第21号
	平成13年3月26日規第31号	平成 年 月 日規第 号
	平成14年4月1日規第64号	

東北大学医学部（専門）規程（昭和32年4月22日制定）の全部を改正する。

東北大学医学部規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条の3）
- 第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第3条－第7条の2）
- 第3章 教育課程の編成（第8条）
- 第4章 全学教育科目の授業、履修方法、試験等（第9条）
- 第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等（第10条－第19条）
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学（第20条－第21条）
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修（第22条・第22条の2）
- 第7章 進級及び卒業（第23条）
- 第8章 科目等履修生（第24条－第28条）
- 第9章 特別聴講学生（第29条）

附則

第1章 総則

第1条 東北大学医学部（以下「本学部」という。）における、入学、再入学、転学部、転入学、編入学、授業、試験、卒業等については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）に定めるところのほか、この規程による。ただし、医学部長（以下「学部長」という。）は、必要に応じ教授会の議を経て特例を定めることができる。

第1条の2 本学部は、医学教育により、真理を探究する姿勢を育み、科学的根拠に基づく医学及び医療技術を実践し、病める人の立場になって優れた倫理観及び温かい人間性を持って対応のできる医師、医療技術者及び研究者を育成することを目的とする。

第2条 本学部に、次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に、次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

第2条の2 医学科は、教員と学生相互の協調により強固な教育基礎を構築し、医学の根源を解明する研究及び教育を実践し、豊かな人間性及び旺盛な探求心を育むことにより、人類の健康及び福祉に貢献することができる指導力のある高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

2 保健学科は、次の表の左欄に掲げる専攻の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

専 攻	目 的
看護学専攻	高い専門的知識及び豊かな人間性を持った看護師、保健師及び助産師並びに将来の指導者及び研究者として看護学を発展させることのできる人材の育成
放射線技術科学専攻	放射線技術科学を身に付けた指導力のある診療放射線技師並びに将来の指導者及び研究者として放射線技術科学を支え得る深い専門的知識及び幅広い教養を持った人間性豊かな人材の育成
検査技術科学専攻	高度な専門的知識を持ち、人の尊厳に深い理解を持つ医療人としての臨床検査技師並びに将来の指導者及び研究者として医療科学の分野を支え得る人材の育成

第2条の3 学生の在学年限は、次のとおりとする。

医学科 9年

保健学科 8年

第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

第3条 入学に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

第4条 本学部を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、選考の上、再入学を許可することがある。

第5条 本学部へ転学部又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転学部又は転入学を許可することがある。この場合の出願資格、選考方法等については、教授会が別に定める。

第5条の2 本学部へ編入学を志願する者があるときは、医学科にあっては欠員のある場合に限り、保健学科にあっては定員の範囲内で、選考の上、編入学を許可することがある。この場合の出願資格、選考方法等については、教授会が別に定める。

第6条 前三条の規定により再入学、転学部、転入学又は編入学を許可された者の修得単位数、履修方法等については、教授会が別に定める。

第7条 本学、他の大学又は外国の大学を卒業し、又は中途退学した者で、医学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の定めるところにより、医学科において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により医学科において修得したものと認めることができる授業科目は、全学教育科目の展開科目及び共通科目とし、単位数は、合わせて35単位までとする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願出しなければならない。

第7条の2 本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業し、又は中途退学した者で、保健学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の定めるところにより、保健学科において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により保健学科において修得したものと認めることができる単位数は、第21条第2項、第22条第2項及び第22条の2第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願出しなければならない。

第3章 教育課程の編成

第8条 本学部教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一 全学教育科目

二 専門教育科目

第4章 全学教育科目の授業、履修方法、試験等

第9条 全学教育科目の授業科目、単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成5年規第91号。以下「全学教育科目等規程」という。）第3条の定めるところによる。

2 前項の授業科目の履修方法、単位の計算、履修手続、試験及び成績区分については、全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会が別に定めるところによる。

第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等

第10条 医学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 保健学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

第10条の2 保健学科の学生は、毎学期の所定の期日までに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

第11条 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。この場合には、履修しようとする学部の手続によらなければならない。

第12条 他の学部の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、担当教員及び学部長の許可を得て、授業科目を履修することができる。

第13条 学生は、病気その他の理由により、7日以上授業に出席することができないときは、欠席届を学部長に提出しなければならない。

第14条 授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし試験によらないで、平常の成績又はレポート等の成績によることがある。

2 試験は、授業の終了した学期末又は学年末に行う。

3 当該授業科目を履修した者でなければ、試験を受けることができない。

第15条 病気その他の正当な理由により、試験を受けることができない者は、理由を具して、学部長に届け出なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第16条 第14条の試験で不合格の者及び前条の理由により試験を受けなかった者は、それぞれ再試験又は追試験を受けることができる。

第17条 第15条の手続をとらないで試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。

第18条 各授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第19条 試験についての詳細は、教授会が別に定める。

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学

第20条 保健学科において、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

第20条の2 医学科の学生は、学部長の許可を得て、教授会が定める外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学することができる。

2 保健学科の学生は、学部長の許可を得て、教授会が定める外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）に留学することができる。

第21条 前条第1項の規定により医学科の学生が留学して得た修学の成果は、教授会が定めるところにより、医学科において修得したものとみなすことがある。

2 第20条及び前条第2項の規定により保健学科の学生が履修した授業科目について修得した単位及び留学して得た修学の成果は、教授会の定めるところにより、保健学科において修得したものとみなし、その単位数は、第7条の2第1項、次条第2項及び第22条の2第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

第22条 医学科の学生が行う学修のうち文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、医学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 保健学科の学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

3 前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第7条の2第1項、第21条第2項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第22条の2 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教授会が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第7条の2第1項、第21条第2項及び前条第2項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第7章 進級及び卒業

第23条 医学科の学生が、各年次に配当されている授業科目のうち専門教育科目の授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合には、進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会が認めるときは、専門教育科目の一部について修得することができなかった者について、進級を認めることがある。

3 保健学科の学生が、所属する専攻の授業科目のうち専門教育科目の必修の授業科目について、1年次及び2年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては3年次進級者と、3年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては4年次進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

4 医学科の学生が、6年以上在学し、全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得した場合は、卒業者と認定する。

5 保健学科の学生が4年以上在学し、全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得した場合は、卒業者と認定する。

6 前各項の進級及び卒業は、教授会の議を経て学部長が認定する。

第8章 科目等履修生

第24条 特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することがある。この場合の入学資格等については、教授会が別に定める。

第25条 科目等履修生を志願する者は、担当教員の許可を得て学部長に願い出なければならない。

第26条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けて単位を修得することができる。

第27条 科目等履修生が、修得した単位について証明を願い出たときは、担当教員の認定により学部長の単位修得証明書を交付することがある。

第28条 この章に規定するもののほか、科目等履修生には、学生の規定を準用する。

第9章 特別聴講学生

第29条 他の大学の学生又は外国の大学等の学生で、本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学又は外国の大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日において現に本学部専門課程に在学する者及び平成5年4月1日以降において本学部専門課程に進学する者（以下「在学者」という。）並びに平成5年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転学部、転入学又は編入学する者の進級、教育課程、履修方法、卒業の要件等については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月17日規第16号改正）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した者（平成7年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の教育課程、履修方法、卒業の要件等については、改正後の東北大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日規第46号改正）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した者（平成8年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日規第37号改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した者（平成9年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日規第21号改正）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した者（平成10年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月15日規第8号改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した者（平成11年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月17日規第13号改正）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第2条の規定にかかわらず、平成11年度以前に入学した者の在学年限は12年とする。
- 3 平成11年度以前に入学した者（平成12年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、毎週授業時間数、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規第31号改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した者の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年度以前に入学、再入学、転入学及び編入学した者の進級の認定、授業科目、毎週授業時間数及び単位数については、改正後の第23条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日規第64号改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した者（平成14年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の入学前の既修得単位及び進級の認定、授業科目、毎週授業時間数並びに単位数については、改正後の第7条第2項、第23条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月24日規第133号改正）

この規程は、平成14年5月24日から施行し、改正後の別表備考2の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月1日規第70号改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した者（平成15年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年10月1日規第163号改正）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第215号改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規第186号改正）抄

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日規第21号改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 年 月 日規第 号改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者（平成22年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の進級の認定については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

変更事項
(東北大学医学部規程(案))

[変更の事由]

医学部医学科の学生の進級に係る認定の取扱いについて、見直しを行うため。

[変更点]

従来、医学部医学科の2年次学生が当該年次に配当された専門教育科目のうち一部を修得することができなかった場合には、教授会が別に定めるところにより進級を認めることができることとしていたが、特別の事情があると教授会が認める場合を除き、進級の要件を満たさない者については進級を認めないようにするためである。

併せて、他の年次の学生について、専門教育科目の一部を修得することができなかった場合についても、特別の事情があると教授会が認める場合には、進級を認めることができるようにするためである。

東北大学医学部規程現行改正案対照表（関係部分）

（改 正 案）

目次 }
{ (省 略)
第22条の2 }

第23条 医学科の学生が、各年次に配当されている授業科目のうち専門教育科目の授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合には、進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会が認めるときは、専門教育科目の一部について修得することができなかった者について、進級を認めることがある。

3 保健学科の学生が、所属する専攻の授業科目のうち専門教育科目の必修の授業科目について、1年次及び2年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては3年次進級者と、3年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては4年次進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

4 医学科の学生が、6年以上在学し、全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得した場合は、卒業者と認定する。

5 保健学科の学生が4年以上在学し、全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得した場合は、卒業者と認定する。

6 前各項の進級及び卒業は、教授会の議を経て学部長が認定する。

第24条 }
{ (省 略)
第29条 }

附 則 (省 略)

附 則 (平成 年 月 日規第 号改正)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に入学した者（平成22年4月1日に2

（現 行）

目次 }
{ (同 左)
第22条の2 }

第23条 医学科の学生が、各年次に配当されている授業科目のうち専門教育科目の授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合には、進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、2年次学生で当該年次に配当された専門教育科目の一部について修得することができなかったもののうち教授会が別に定めるものは、進級を認めることがある。

3 保健学科の学生が、所属する専攻の授業科目のうち専門教育科目の必修の授業科目について、1年次及び2年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては3年次進級者と、3年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては4年次進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

4 医学科の学生が、6年以上在学し、全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得した場合は、卒業者と認定する。

5 保健学科の学生が4年以上在学し、全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得した場合は、卒業者と認定する。

6 前各項の進級及び卒業は、教授会の議を経て学部長が認定する。

第24条 }
{ (同 左)
第29条 }

附 則 (同 左)

年次に進級できなかった者を除く。)の進級の認定については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東北大学医学部医学科履修内規

(平成17年12月27日)
制 定

改正 平成19年 3 月15日

平成20年 3 月26日

平成21年 2 月27日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学医学部規程（平成5年規第116号。以下「規程」という。）第9条第2項及び第10条第1項の規定に基づき、東北大学医学部医学科（以下「本学科」という。）における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 本学科における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は別表による。

附 則

1 この内規は、平成18年1月1日から施行する。

2 平成13年度以前に入学した者（平成14年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、単位数及び履修方法については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目、単位数及び履修方法とする。

附 則（平成19年3月15日改正）

この内規は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年度入学者から適用する。

附 則（平成20年3月26日改正）

この内規は、平成20年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年度入学者から適用する。

附 則（平成21年2月27日改正）

この内規は、平成21年4月1日から施行し、改正後の別表共通科目外国語英語の項及び同表共通科目初修語の項の規定は、平成21年度入学者から適用する。

別表

全学教育科目

類	群		授 業 科 目	単位数	必修 単位	修得 すべき 単位数	備 考
基 幹 科 目	人 間 論		思想と倫理の世界	2	2	6	
			文学の世界	2			
			言語表現の世界	2			
			芸術の世界	2			
			人間と文化	2			
	社 会 論		歴史と人間社会	2	2		
			経済と社会	2			
			法・政治と社会	2			
			社会の構造	2			
			ジェンダーと人間社会	2			
	自 然 論		自然界の構造	2	2		
			科学技術とエネルギー	2			
			生命と自然	2			
			自然と環境	2			
			科学と情報	2			
展 開 科 目	人 文 科 学		論理学	2		22	
			哲学・倫理学	2			
			文学	2			
			宗教学	2			
			教育学	2			
			歴史学	2			
			言語学	2			
	社 会 科 学		社会学	2			
			心理学	2			
			法学	2			
			日本国憲法	2			
			政治学	2			
			経済学	2			
			文化人類学	2			
	人文地理学	2					
	自然科学	数 学	解析学概要	2			
			解析学 A	2			
			解析学 B	2			
			解析学 C	2			

類	群		授 業 科 目	単位数	必修 単位	修 得 すべき 単位数	備 考	
展 開 科 目	自然科学	数 学	解析学D	2		22		
			線形代数学概要	2				
			線形代数学A	2				
			線形代数学B	2				
			数理統計学	2				
		物 理 学	物理学概論	2				
			物理学A	2				
			物理学B	2				
			物理学C	2				
			物理学D	2				
		化 学	化学概論	2				
			化学A	2				
			化学B	2				
			化学C	2				
		生 物 学	生命科学A	2				
			生命科学B	2	2			
			生命科学C	2				
		宇宙地球科学	地球システム科学	2				
			地球物質科学	2				
			自然地理学	2				
			天文学	2				
			地球惑星物理学	2				
		理科実験	自然科学総合実験	2	2			
	総合科学	総合科目		2		開設する授業科目は毎年定める。		
		カルト・トピックス組		2				
		現代学問論	現代学問論	2				
共 通 科 目	転換・少人数科目		基礎ゼミ	2		6		
	外 国 語	英 語	英語A 1	1	1			
			英語B 1	1	1			
			英語A 2	1	1			
			英語B 2	1	1			
			英語C 1	1	1			
			英語C 2	1	1			
	初 修 語	基礎ドイツ語Ⅰ	2	4	4			左記授業科目中、同一外国語の 基礎Ⅰ・Ⅱの授業科目を履修す ること。
		基礎ドイツ語Ⅱ	2					
		展開ドイツ語Ⅰ	2					

類	群	授 業 科 目	単位数	必修 単位	修得 すべき 単位数	備 考
共 通 科 目	外 国 語	展開ドイツ語Ⅱ	2	4	4	左記授業科目中、同一外国語の 基礎Ⅰ・Ⅱの授業科目を履修す ること
		基礎フランス語Ⅰ	2			
		基礎フランス語Ⅱ	2			
		展開フランス語Ⅰ	2			
		展開フランス語Ⅱ	2			
		基礎ロシア語Ⅰ	2			
		基礎ロシア語Ⅱ	2			
		展開ロシア語Ⅰ	2			
		展開ロシア語Ⅱ	2			
		基礎スペイン語Ⅰ	2			
		基礎スペイン語Ⅱ	2			
		展開スペイン語Ⅰ	2			
		展開スペイン語Ⅱ	2			
		基礎中国語Ⅰ	2			
		基礎中国語Ⅱ	2			
		展開中国語Ⅰ	2			
		展開中国語Ⅱ	2			
		基礎朝鮮語Ⅰ	2			
		基礎朝鮮語Ⅱ	2			
		展開朝鮮語Ⅰ	2			
		展開朝鮮語Ⅱ	2			
		ギリシア語Ⅰ	2			
		ギリシア語Ⅱ	2			
		サンスクリット語Ⅰ	2			
		サンスクリット語Ⅱ	2			
		ラテン語Ⅰ	2			
		ラテン語Ⅱ	2			
		モンゴル語Ⅰ	2			
		モンゴル語Ⅱ	2			
		イタリア語Ⅰ	2			
		イタリア語Ⅱ	2			
		チェコ語Ⅰ	2			
		チェコ語Ⅱ	2			
	情 報 科 目	情報基礎A	2			
		情報基礎B	2			
	保 健 体 育	スポーツA	1	1	3	

類	群	授 業 科 目	単位数	必修 単位	修得 すべき 単位数	備 考
共 通 科 目	保 健 体 育	スポーツB	1		3	
		体と健康	2	2		
	留学生対象科目	日本語A	1			外国人留学生のための授業科目 である。
		日本語B	1			
		日本語C	1			
		日本語D	1			
		日本語E	1			
		日本語F	1			
		日本語G	1			
		日本語H	1			
		日本語I	1			
		日本語J	1			
			計		23	41

備考

- 1 全学教育科目は合計55単位まで修得することができる。(上限単位)
- 2 基礎ゼミは履修することが望ましい。基礎ゼミの単位は、展開科目として、卒業に必要な単位数に2単位まで含めることができる。
- 3 情報基礎A又は情報基礎Bの単位は、展開科目として、卒業に必要な単位数に2単位まで含めることができる。
- 4 ラテン語Ⅰ及びラテン語Ⅱの計4単位は展開科目として、卒業要件単位に含めることができる。
- 5 外国人留学生については、外国語の初修語として、日本語の単位を計4単位まで含めることができる。
- 6 本学部教授会が必要と認める場合は、本表に掲げる授業科目以外の科目を履修することができる。
- 7 授業科目の配当セメスター及び内容については毎年度定める。

専門教育科目

区分	授 業 科 目	単位数	必修	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	備 考
基礎医学	肉眼解剖学	4	4		○					
	発生学	1	1		○					
	組織学	4	4		○					
	脳解剖学	1	1		○					
	医化学	5	5		○	○				
	放射線基礎医学	1	1		○					
	遺伝学	1	1		○					
	生理学	8	8		○	○				
	薬理学Ⅰ	2	2		○					
	薬理学Ⅱ	3	3			○				
	免疫学	2	2		○					
	微生物学	5	5			○				
	病理学Ⅰ	2	2		○					
	病理学Ⅱ	3	3			○				
	衛生学	2	2			○				
	公衆衛生学	3	3			○				
	法医学	2	2			○	○			
	病院管理学	2	2				○			
	医の倫理学・社会学	2	2			○				
	医学心理学	1	1			○				
臨床医学	基礎医学修練	10	10			○				
	特別講義	0.5	0.5			○				講義題目は毎年度定める。
	臨床医学修練（1次）	2	2	○						
	地域医療体験実習	0.5	0.5		○					
	臨床医学修練（2次）	3	3				○			
	内科学Ⅰ（循環）	1	1				○			
	内科学Ⅱ（呼吸器・老人）	1.5	1.5				○			
	内科学Ⅲ（腎・高血圧・内分泌）	1	1				○			
	内科学Ⅳ（血液・免疫・感染）	1	1				○			
	内科学Ⅴ（代謝・診療）	1	1				○			
	内科学Ⅵ（消化器・肝）	1	1				○			
	内科学Ⅶ（神経）	1	1				○			
	リハビリテーション医学	1	1				○			
	外科学Ⅰ（消化器・一般）	2	2				○			
	外科学Ⅱ（移植・腫瘍・一般）	2	2				○			
	外科学Ⅲ（循環器・呼吸器）	1.5	1.5				○			

区分	授 業 科 目	単位数	必修	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	備 考
臨 床 医 学	外科学Ⅳ（整形・形成）	1	1				○			
	外科学Ⅴ（神経）	1	1				○			
	外科学Ⅵ（小児）	1	1				○			
	産科婦人科学	2	2				○			
	精神医学	1	1				○			
	皮膚科学	1	1				○			
	泌尿器科学	1	1				○			
	小児科学	2	2				○			
	眼科学	1	1				○			
	耳鼻咽喉科学	1	1				○			
	放射線医学	1	1				○			
	麻酔学	1	1				○			
	臨床検査診断学	1	1				○			
	救急医学	0.5	0.5				○			
	臨床薬理学	1	1				○			
	臨床腫瘍学	1	1				○			
	症候学チュートリアル	1.5	1.5				○			
	臨床遺伝学	1	1				○			
	選択制統合型講義・演習	1	1				○			
	臨床医学修練（3次）	36	36					○		
	地域医療実習	1	1					○		
	卒前最終講義	3	3						○	
	医学専門英語 1	2	2			○				
	医学専門英語 2	2	2				○			
	高次医学修練	10	10						○	
	計	159	159							

備考

- 1 本学部教授会が必要と認める場合には、本表に掲げる授業科目以外の科目を履修することができる。
- 2 授業科目の配置される学年は変更されることがある。

東北大学大学院医学系研究科規程（案）

（昭和30年7月1日
制 定）

改正	昭和31年4月1日	平成8年4月1日規第48号
	昭和32年11月7日	平成9年3月31日規第42号
	昭和33年4月1日	平成10年4月1日規第25号
	昭和34年3月20日	平成11年3月15日規第14号
	昭和35年9月20日	平成12年3月17日規第22号
	昭和38年2月16日規第9号	平成13年3月26日規第39号
	昭和39年2月17日規第4号	平成14年4月1日規第74号
	昭和48年3月19日規第19号	平成15年4月1日規第77号
	昭和50年12月11日規第60号	平成16年4月1日規第226号
	昭和51年6月25日規第54号	平成17年4月1日規第127号
	昭和51年12月13日規第73号	平成17年12月27日規第186号
	昭和54年3月16日規第17号	平成19年3月13日規第13号
	昭和62年5月12日規第32号	平成20年3月31日規第69号
	平成2年4月23日規第23号	平成21年3月30日規第56号
	平成3年12月10日規第69号	平成 年 月 日規第 号
	平成6年4月1日規第45号	

目次

第1章 総則（第1条－第2条の2）

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第3条－第5条）

第3章 教育方法等（第6条－第12条）

第4章 他の大学の大学院等における修学及び留学等（第13条－第17条）

第5章 課程修了（第18条－第23条）

第6章 科目等履修生（第24条－第30条）

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生（第31条－第33条）

第8章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における入学、教育方法及び課程修了等については、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、医学系研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）は、この規程にかかわらず、必要に応じ特例を定めることができる。

（研究科の目的）

第1条の2 本研究科は、医学及び保健学の先進的、学際的及び創造的な研究を推進し、国際的に通用する優れた研究者

並びに高度な医学的知識及び技術並びに豊かな人間性を備えた医療及び保健の指導者及び実践者を育成し、もって日本及び世界の人々の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(専攻、課程及びコース)

第2条 本研究科に、次の専攻を置く。

医科学専攻

障害科学専攻

保健学専攻

2 障害科学専攻及び保健学専攻は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する課程(以下「区分課程」という。)とし、医科学専攻は、修士課程(以下「医科学修士課程」という。)及び医学を履修する課程(以下「医学履修課程」という。)とする。

3 保健学専攻に、履修上の区分として次のコースを置く。

看護学コース

放射線技術科学コース

検査技術科学コース

(課程及びコースの目的)

第2条の2 障害科学専攻の区分課程(以下「障害科学区分課程」という。)は、自立して研究活動を行い、又は障害科学及びリハビリテーションに関する業務に従事するために必要な能力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 保健学専攻の区分課程(以下「保健学区分課程」という。)は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コ ー ス	目 的
看護学コース	高度な専門性を有し、指導的立場に立つ看護師等、高度な保健医療福祉システムの確立若しくは総合的な問題解決に貢献することができる行政機関等の管理者又は看護に関する科学的根拠の確立若しくは優れた医療専門職業人養成に貢献することができる研究者若しくは教育者の育成
放射線技術科学コース	高度な専門性を有し、指導的立場に立つ診療放射線技師、放射線診断若しくは治療に関する技術若しくは機器の開発担当者又は放射線技術科学分野において中核的かつ指導的な立場に立つ研究者若しくは教育者の育成
検査技術科学コース	高度な専門性を有し、指導的立場に立つ臨床検査技師、臨床検査に関する技術若しくは機器の開発担当者、地域若しくは国際医療保健の予防若しくは増進に貢献することができる行政機関等の管理者又は検査学分野において中核的かつ指導的な立場に立つ研究者若しくは教育者の育成

3 修士課程は、医学系分野の研究者及び教育者並びに医科学系産業分野の発展に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

4 医学履修課程は、自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力を備えた医学研究者を育成することを目的とする。

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

(入学)

第3条 本研究科に入学を願い出た者に対する選考方法は、本研究科委員会が別に定める。

第3条の2 入学を許可された者が、本研究科に入学する前に東北大学大学院、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことがある。

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

(再入学)

第4条 本研究科を途中で退学した者又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、退学又は除籍の後2年以内及び同一の専攻への再入学の場合に限り、選考の上、許可することがある。ただし、特別の事情がある者については、退学又は除籍の後2年を超えた場合においても許可することがある。

2 前項の選考の方法は、本研究科委員会がその都度定める。

3 第1項の規定により再入学を許可した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の全部又は一部の認定は、本研究科委員会の議を経てその都度行う。

(進学、編入学、転科、転入学及び転専攻)

第5条 本研究科に進学、編入学、転科、転入学及び転専攻を願い出た者に対する選考方法は、本研究科委員会がその都度定める。

2 転科、転入学及び転専攻を許可した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の全部又は一部の認定は、本研究科委員会の議を経てその都度行う。

第3章 教育方法等

(教育方法等)

第6条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(教育課程)

第7条 本研究科の授業科目及びその単位数は、本研究科委員会が別に定める。

2 授業科目は、障害科学区分課程にあつては必修科目及び選択必修科目とし、保健学区分課程にあつては共通科目（共通必修科目及び共通選択科目）、専門科目及び特別研究科目とし、修士課程にあつては共通科目、専門科目、プログラム科目、ローテーション実習、インターンシップ実習科目及び中間審査とし、医学履修課程にあつては系統講義コース科目、トレーニングコース科目及びアドバンスド講義科目とする。

3 履修上必要があると認めたときは、本研究科委員会の議を経て、実習又は研究をもって講義の全部又は一部に代えることができる。

(教育方法の特例)

第7条の2 教育上特別の必要があると本研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

(指導教員)

第8条 本研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、学生ごとに指導教員を定める。

(授業科目の履修)

第9条 学生は、指導教員の指示によって履修しようとする授業科目を、毎学年の初めに、医学系研究科長（以下「本研究科長」という。）に届け出なければならない。

(長期履修学生)

第9条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て許可することがある。

2 前項の規定により、計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て許可することがある。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会が別に定める。

(他の専攻等における履修等)

第9条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻、他の研究科若しくは教育部の授業科目を履修し、又は他の研究科若しくは教育部において研究指導の一部を受けることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目で、障害科学区分課程にあっては選択必修科目として、保健学区分課程及び修士課程にあっては専門科目として、医学履修課程にあっては系統講義コース科目として、第18条、第18条の2及び第18条の3の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会が定める。

(他の研究科等の学生による履修等)

第9条の4 他の研究科又は教育部の学生が、本研究科の授業科目を履修し、又は本研究科において研究指導を受けることを願い出たときは、許可することがある。

(試験)

第10条 授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、試験によらないで、平常の成績又はレポート等の成績によることがある。

2 試験は、授業の終了した授業科目について、学期末又は学年末に行う。

(追試験)

第11条 本研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追試験を行うことがある。

2 追試験の時期は、本研究科委員会がその都度定める。

(成績)

第12条 試験の成績は、次の区分により評価する。

A A 90点から100点まで

A 80点から89点まで

B 70点から79点まで

C 60点から69点まで

D 59点以下

2 前項による評価A A、A、B、Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

第4章 他の大学の大学院等における修学及び留学等

(他の大学院等における修学)

第13条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第14条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会が別に定める他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において、研究指導の一部を受けることができる。

(留学)

第15条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができる。

2 留学の期間は、在学年数に算入する。

3 第1項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

(修学等の成果の認定)

第16条 第13条の規定により履修した授業科目について修得した単位、第14条の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第3項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、本研究科委員会の定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

(雑則)

第17条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、本研究科委員会が別に定める。

第5章 課程修了

(前期課程又は修士課程の修了要件)

第18条 本研究科の前期課程又は医科学修士課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、本研究科委員会が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

(区分課程の修了要件)

第18条の2 本研究科の区分課程を修了するためには、後期課程に3年以上在学し、本研究科委員会が別に定めるところにより16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(医学履修課程の修了要件)

第18条の3 本研究科の医学履修課程を修了するためには、同課程に4年以上在学し、本研究科委員会が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の提出)

第19条 修士論文は、前期課程又は修士課程に1年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

3 第18条ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文の提出については、本研究科委員会が別に定める。

(博士論文の提出)

第19条の2 第18条の2に定める博士論文は、後期課程に2年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 第18条の3に定める博士論文は、医学履修課程に3年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

3 在学中に博士論文を提出する場合は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

4 第18条の2ただし書又は第18条の3ただし書の規定を適用させようとする場合の博士論文の提出については、本研究

科委員会が別に定める。

(学位論文の審査)

第20条 学位論文の審査は、本研究科委員会の定める審査委員若干名をもって行う。

(最終試験)

第21条 最終試験は、学位論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある専攻分野について行い、その方法は、本研究科委員会が別に定める。

3 最終試験は、学位論文の審査委員を含めた本研究科委員会の定める試験委員若干名をもって行う。

(学位論文及び最終試験の成績)

第22条 学位論文及び最終試験の成績の表示は、合格、不合格とする。

(課程修了の認定)

第23条 課程修了の認定は、本研究科委員会が行う。

第6章 科目等履修生

(科目等履修生の入学許可)

第24条 本研究科の特定の授業科目について履修を願い出た者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(入学資格)

第25条 科目等履修生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学時期)

第26条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

(出願手続)

第27条 科目等履修生として入学を願い出る者は、所定の願書に必要書類を添えて、所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。

(在学期間)

第28条 科目等履修生の在学期間は1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、その延長を許可することがある。

2 科目等履修生は2年を超えて在学することができない。

(単位の修得)

第29条 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験を受けて、単位を修得することができる。

(証明書の交付)

第30条 科目等履修生が履修した授業科目について証明を願い出たときは、証明書を交付することがある。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第31条 他の大学院の学生又は外国の大学院等の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(特別研究学生)

第32条 他の大学院の学生又は外国の大学院等の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

(雑則)

第33条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、本研究科委員会が別に定める。

第8章 雑則

第34条 この規程に定めるもののほか、入学、教育方法及び課程修了等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則（昭和31年4月1日改正）

この規程は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和32年11月7日改正）

この規程は、昭和32年11月7日から施行し、昭和32年度に入学した者から適用する。

附 則（昭和33年4月1日改正）

この規程は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月20日改正）

1 この規程は、昭和34年4月1日から施行する。

2 昭和33年度以前に入学した者の学科目、単位数及び履修方法等については、この規程にかかわらず、なお、改正前の規定による。

附 則（昭和35年9月20日改正）

この規程は、昭和35年9月20日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年2月16日規第9号改正）

この規程は、昭和38年2月16日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年2月17日規第4号改正）

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月19日規第19号改正）

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月11日規第60号改正）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年6月25日規第54号改正）

この規程は、昭和51年6月25日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月13日規第73号改正）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月16日規第17号改正）

1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

2 昭和53年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法、課程修了等については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則（昭和62年5月12日規第32号改正）

1 この規程は、昭和62年5月12日から施行し、この規程による改正後の第2条及び別表の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

2 昭和61年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則（平成 2 年 4 月 23 日規第 23 号改正）

この規程は、平成 2 年 4 月 23 日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 10 日規第 69 号改正）

この規程は、平成 3 年 12 月 10 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日規第 45 号改正）

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日規第 48 号改正）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規第 42 号改正）

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 生理学系専攻、病理学系専攻及び社会医学系専攻は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 8 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、改正後の第 7 条第 2 項、第 9 条第 3 項、第 18 条の 3 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日規第 25 号改正）

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 内科学系専攻は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 10 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 11 年 3 月 15 日規第 14 号改正）

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 外科学系専攻及び病態科学系専攻は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 12 年 3 月 17 日規第 22 号改正）

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日規第 39 号改正）

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年度以前に入学及び進学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日規第 74 号改正）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日規第 77 号改正）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規第 226 号改正）

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した者の成績の区分、授業科目及び単位数については、改正後の第 12 条及び別表第 1 の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日規第127号改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月27日規第186号改正）抄

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日規第13号改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規第69号改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規第56号改正）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者の授業科目等及び他の専攻等における履修等については、改正後の第7条第2項及び第9条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 年 月 日規第 号改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

変更事項
(東北大学大学院医学系研究科規程 (案))

[変更の事由]

医学系研究科に新たに保健学専攻博士後期課程を設置するため。

[変更点]

1. 医学系研究科に新たに保健学専攻博士後期課程を置く。
2. 1. に伴い、関係規定を整理する。

東北大学大学院医学系研究科規程現行改正案対照表（関係部分）

（改 正 案）

目次
 }
 第1条の2

（省 略）

（専攻、課程及びコース）

第2条 本研究科に、次の専攻を置く。

医科学専攻

障害科学専攻

保健学専攻

2 障害科学専攻及び保健学専攻は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、医科学専攻は、修士課程及び医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とする。

3 保健学専攻に、履修上の区分として次のコースを置く。

看護学コース

放射線技術科学コース

検査技術科学コース

（課程及びコースの目的）

第2条の2 障害科学専攻の区分課程（以下「障害科学区分課程」という。）は、自立して研究活動を行い、又は障害科学及びリハビリテーションに関する業務に従事するために必要な能力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 保健学専攻の区分課程（以下「保健学区分課程」という。）は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コ ー ス	目 的
看護学コース	高度な専門性を有し、指導的立場に立つ看護師等、高度な保健医療福祉システムの確立若しくは総合的な問題解決に貢献することができる行政機関等の管理者又は看護に関する科学的根拠の確立若しくは優れた医療専門職業人養成に貢献することができる研究者若しくは教育者の育成

（現 行）

目次
 }
 第1条の2

（同 左）

（専攻、課程及びコース）

第2条 本研究科に、次の専攻を置く。

医科学専攻

障害科学専攻

保健学専攻

2 障害科学専攻は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、保健学専攻は修士課程（以下「保健学修士課程」という。）とし、医科学専攻は、修士課程（以下「医科学修士課程」という。）及び医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とする。

3 保健学専攻に、履修上の区分として次のコースを置く。

看護学コース

放射線技術科学コース

検査技術科学コース

（課程及びコースの目的）

第2条の2 区分課程は、自立して研究活動を行い、又は障害科学及びリハビリテーションに関する業務に従事するために必要な能力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 保健学修士課程は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コ ー ス	目 的
看護学コース	高度な専門性を有し、指導的立場に立つ看護師等、高度な保健医療福祉システムの確立若しくは総合的な問題解決に貢献することができる行政機関等の管理者又は看護に関する科学的根拠の確立若しくは優れた医療専門職業人養成に貢献することができる研究者若しくは教育者の育成

コ ー ス	目 的
放射線技術科学 コース	高度な専門性を有し、指導的立場に 立つ診療放射線技師、放射線診断若 しくは治療に関する技術若しくは機 器の開発担当者又は放射線技術科学 分野において中核的かつ指導的な立 場に立つ研究者若しくは教育者の育 成
検査技術科学 コース	高度な専門性を有し、指導的立場に 立つ臨床検査技師、臨床検査に関す る技術若しくは機器の開発担当者、 地域若しくは国際医療保健の予防若 しくは増進に貢献することができる 行政機関等の管理者又は検査学分野 において中核的かつ指導的な立場に 立つ研究者若しくは教育者の育成

3 修士課程は、医学系分野の研究者及び教育者並びに医
科学系産業分野の発展に貢献することができる人材を育
成することを目的とする。

4 医学履修課程は、自立して研究活動を行い、又は専門
的な業務に従事するために必要な高度な研究能力を備え
た医学研究者を育成することを目的とする。

第3条 }
(省 略)
第6条 }

第7条 本研究科の授業科目及びその単位数は、本研究科
委員会が別に定める。

2 授業科目は、障害科学区分課程にあつては必修科目、
選択必修科目とし、保健学区分課程にあつては共通科目
(共通必修科目及び共通選択科目)、専門科目及び特別
研究科目とし、修士課程にあつては共通科目、専門科目、
プログラム科目、ローテーション実習、インターンシッ
プ実習科目及び中間審査とし、医学履修課程にあつては
系統講義コース科目、トレーニングコース科目及びアド
バンスド講義科目とする。

3 履修上必要があると認めたときは、本研究科委員会の
議を経て、実習又は研究をもって講義の全部又は一部に
代えることができる。

第7条の2 }
(省 略)
第9条の2 }

コ ー ス	目 的
放射線技術科学 コース	高度な専門性を有し、指導的立場に 立つ診療放射線技師、放射線診断若 しくは治療に関する技術若しくは機 器の開発担当者又は放射線技術科学 分野において中核的かつ指導的な立 場に立つ研究者若しくは教育者の育 成
検査技術科学 コース	高度な専門性を有し、指導的立場に 立つ臨床検査技師、臨床検査に関す る技術若しくは機器の開発担当者、 地域若しくは国際医療保健の予防若 しくは増進に貢献することができる 行政機関等の管理者又は検査学分野 において中核的かつ指導的な立場に 立つ研究者若しくは教育者の育成

3 医科学修士課程は、医学系分野の研究者及び教育者並
びに医科学系産業分野の発展に貢献することができる人
材を育成することを目的とする。

4 医学履修課程は、自立して研究活動を行い、又は専門
的な業務に従事するために必要な高度な研究能力を備え
た医学研究者を育成することを目的とする。

第3条 }
(同 左)
第6条 }

第7条 本研究科の授業科目及びその単位数は、本研究科
委員会が別に定める。

2 授業科目は、区分課程にあつては必修科目、選択必修
科目とし、保健学修士課程にあつては共通科目 (共通必
修科目及び共通選択科目)、専門科目及び特別研究科目
とし、医科学修士課程にあつては共通科目、専門科目、
プログラム科目、ローテーション実習、インターンシッ
プ実習科目及び中間審査とし、医学履修課程にあつては
系統講義コース科目、トレーニングコース科目及びアド
バンスド講義科目とする。

3 履修上必要があると認めたときは、本研究科委員会の
議を経て、実習又は研究をもって講義の全部又は一部に
代えることができる。

第7条の2 }
(同 左)
第9条の2 }

(他の専攻等における履修等)

第9条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻、他の研究科若しくは教育部の授業科目を履修し、又は他の研究科若しくは教育部において研究指導の一部を受けることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目で、障害科学区分課程にあっては選択必修科目として、保健学区分課程及び修士課程にあっては専門科目として、医学履修課程にあっては系統講義コース科目として、第18条、第18条の2及び第18条の3の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会が定める。

第9条の4 }
{ (省略)
第18条の3 }

(修士論文の提出)

第19条 修士論文は、前期課程又は修士課程に1年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

3 第18条ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文の提出については、本研究科委員会が別に定める。

第19条の2 }
{ (省略)
第34条 }

附 則 (省略)

附 則 (平成 年 月 日規第 号改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(他の専攻等における履修等)

第9条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻、他の研究科若しくは教育部の授業科目を履修し、又は他の研究科若しくは教育部において研究指導の一部を受けることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目で、区分課程にあっては選択必修科目として、医科学修士課程にあっては専門科目として、医学履修課程にあっては系統講義コース科目として、第18条、第18条の2及び第18条の3の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会が定める。

第9条の4 }
{ (同 左)
第18条の3 }

(修士論文の提出)

第19条 修士論文は、前期課程、保健学修士課程又は医科学修士課程に1年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

3 第18条ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文の提出については、本研究科委員会が別に定める。

第19条の2 }
{ (同 左)
第34条 }

附 則 (同 左)

東北大学大学院医学系研究科履修内規（案）

（平成17年12月27日）
制 定

改正 平成20年2月27日

平成21年2月12日

平成 年 月 日

（趣旨）

第1条 この内規は、東北大学大学院医学系研究科規程（昭和30年7月1日制定。以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目及び単位数について定めるものとする。

（障害科学専攻の授業科目及び単位数）

第2条 本研究科の障害科学専攻において開設する授業科目及び単位数は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する課程にあつては別表第1による。

（保健学専攻の授業科目及び単位数）

第3条 本研究科の保健学専攻において開設する授業科目及び単位数は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する課程にあつては別表第2による。

（医科学専攻の授業科目及び単位数）

第4条 本研究科の医科学専攻において開設する授業科目及び単位数は、修士課程にあつては別表第3に、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）にあつては別表第4による。

附 則

- 1 この内規は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成20年2月27日改正）

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成21年2月12日改正）

- 1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成 年 月 日改正）

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1

障害科学専攻 博士課程（前期2年の課程）

科目区分	授業科目			
	必修	単位数	選択必修	単位数
運動学分野	運動学概論	5	運動学特論	4
	運動学実習	5	行動医学特論	4
行動医学分野	行動医学概論	5	運動機能再建学特論	4
	行動医学実習	5	肢体不自由学特論	4
肢体不自由学分野	肢体不自由学概論	5	内部障害学特論	4
	肢体不自由学実習	5	高次機能障害学特論	4
運動機能再建学分野	運動機能再建学概論	5	人体構造学	6
	運動機能再建学実習	5	医学概論	6
内部障害学分野	内部障害学概論	5	統計学	2
	内部障害学実習	5	運動処方学	4
高次機能障害学分野	高次機能障害学概論	5	行動医学実践学	4
	高次機能障害学実習	5	義肢装具学	4
共通必修科目	論文研究 I	10	リハビリテーション治療技術学	4
			内部障害実践学	4
			臨床脳科学	4
			神経解剖学	2

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 必修科目は、指導教員の指示により20単位以上。
2. 選択必修科目は、指導教員の指示により10単位以上。

なお、学生は、その他許可を得た授業科目を選択科目として履修することができる。

障害科学専攻 博士課程（後期3年の課程）

科目区分	授業科目			
	必修	単位数	選択必修	単位数
共通科目	論文研究Ⅱ	4	研究推進・研究倫理ゼミ	6
	論文研究Ⅲ	4	学際領域ゼミ	6
	論文研究Ⅳ	4	機能医科学特論	2
			機能医科学ゼミ	6
			分子医科学	2
			社会・環境医学	2
			神経科学基礎	2
			免疫科学	2
			海外留学成果評価	1
			海外学会参加成果評価	1
			インターンシップ成果評価	1

※次の各号により、16単位以上を修得すること。

1. 必修科目は、指導教員の指示により12単位。
2. 選択必修科目は、指導教員の指示により4単位以上。

なお、学生は、その他許可を得た授業科目を選択必修科目として履修することができる。

別表第2

保健学専攻 博士課程（前期2年の課程）

科目区分			授業科目	必修	選択
共通科目	共通必修科目		医療倫理・安全管理論	2	
	必修選択科目		看護学研究方法論		2
			看護倫理		2
			理論看護学アプローチ		2
			医療教育論		2
			医療・看護政策論		2
			コンサルテーション論		2
			がん科学		2
			がん診療トレーニング		2
			先端放射線科学概論		2
			ゲノム検査学概論		2
			細胞生物学		2
			医学生物化学		2
			生体機能制御学		2
			病理学		2
			生体防御学		2
			社会医学		2
			臨床医学概論		2
			人間の安全保障論Ⅰ		2
			人間の安全保障論Ⅱ		2
			質・安全学概論		2
			感染管理トレーニング		2
			内部障害学概論		4
特別研究科目			保健学特別研究	10	
専門科目	看護学コース	臨床実践看護学領域	看護アセスメント学特論Ⅰ		2
			看護アセスメント学特論Ⅱ		2
			看護アセスメント学セミナー		4
			がん看護学特論Ⅰ		2
			がん看護学特論Ⅱ		2
			がん看護学セミナーⅠ		2
			がん看護学セミナーⅡ		2
			がん看護専門看護学実習		6
		家族支援看護学領域	小児看護学特論Ⅰ		2
			小児看護学特論Ⅱ		2
			小児看護学セミナー		4

科目区分			授業科目	必修	選択
			小児専門看護学実習		6
			リエゾン精神看護論		2
			家族のメンタルヘルス論		2
			精神保健看護学セミナー		4
			周産期看護学特論		2
			周産期メンタルヘルスケア論		2
			周産期看護学セミナー		4
			周産期専門看護学実習		6
			女性生涯看護学特論Ⅰ		2
			女性生涯看護学特論Ⅱ		2
			ウィメンズヘルス看護学セミナー		4
			ウィメンズヘルス専門看護学実習		6
		健康開発看護学領域	老年保健看護学特論		2
			老年リハビリテーション看護学特論		2
			老年保健看護学セミナー		4
			地域ケアシステム看護学特論		2
			地域保健看護学特論		2
			地域ケアシステム看護学セミナー		4
			国際看護管理学特論Ⅰ		2
			国際看護管理学特論Ⅱ		2
			国際看護管理学セミナー		4
	放射線技術 科学コース	医用情報技術科学領域	医用情報学セミナーⅠ		4
			医用情報学セミナーⅡ		4
			先端放射線診断技術学特論Ⅰ		2
			先端放射線診断技術学特論Ⅱ		2
			医用画像工学特論Ⅰ		2
			医用画像工学特論Ⅱ		2
		生体応用技術科学領域	生体応用科学セミナーⅠ		4
			生体応用科学セミナーⅡ		4
			画像診断技術学特論		2
			核医学技術学特論		2
			放射線治療学特論		2
			画像診断技術トレーニング		4
			核医学技術トレーニング		4
			放射線治療技術トレーニング		4
	検査技術科学 コース	基礎検査医科学領域	分子機能解析学セミナーⅠ		4
			分子機能解析学セミナーⅡ		4

科目区分			授業科目	必修	選択
			分子機能解析学特論		2
			感染分子病態解析学セミナーⅠ		4
			感染分子病態解析学セミナーⅡ		4
			感染分子病態解析学特論		2
			内分泌応用医科学セミナーⅠ		4
			内分泌応用医科学セミナーⅡ		4
			内分泌応用医科学特論		2
			ゲノム医科学・分子生物学実験トレーニング		4
			分析化学実験トレーニング		4
			感染実験トレーニング		4
			ペプチド内分泌実験トレーニング		4
		臨床検査医科学領域	病理検査学セミナーⅠ		4
			病理検査学セミナーⅡ		4
			病理検査学特論		2
			臨床生理検査学セミナーⅠ		4
			臨床生理検査学セミナーⅡ		4
			臨床生理検査学特論		2
			病態検査学セミナーⅠ		4
			病態検査学セミナーⅡ		4
			病態検査学特論		2
			病理診断学トレーニング		4
			臨床検査学トレーニング		4

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

- 1 共通科目のうちから、必修科目2単位、選択科目から所属するコースの指定する科目2単位以上。なお、選択科目のうち、看護学コースの学生は看護学研究方法論、放射線技術科学コースの学生は先端放射線科学概論、検査技術科学コースの学生はゲノム検査学概論を選択必修科目とする。
- 2 領域別の選択科目から、指導教員の指示により、看護学コースにあつては8単位以上、放射線技術科学コース及び検査技術科学コースにあつては10単位以上。
- 3 保健学特別研究10単位。

保健学専攻 博士課程（後期3年の課程）

科 目 区 分		授 業 科 目	必修	選択
共通科目	共通必修科目	健康科学論	2	
	共通選択科目	看護科学方法論		2
		看護システム管理論		2
		分子医科学		2
		社会・環境医学		2
		先端臨床医学		2
特別研究科目		保健学論文研究	8	
専門科目	看護学コース	基礎・健康開発看護学セミナーⅠ		2
		基礎・健康開発看護学セミナーⅡ		2
		家族支援看護学セミナーⅠ		2
		家族支援看護学セミナーⅡ		2
		基礎・健康開発看護学特論		2
		家族支援看護学特論		2
	放射線技術科学コース	医用情報技術科学セミナーⅠ		2
		医用情報技術科学セミナーⅡ		2
		生体応用技術科学セミナーⅠ		2
		生体応用技術科学セミナーⅡ		2
		医用情報技術科学特論		2
		生体応用技術科学特論		2
	検査技術科学コース	基礎検査医科学セミナーⅠ		2
		基礎検査医科学セミナーⅡ		2
		臨床検査医科学セミナーⅠ		2
		臨床検査医科学セミナーⅡ		2
		検査医科学特論		2
		検査医科学実験トレーニング		2

※次の各号により、16単位以上を修得すること。

- 1 共通科目及び専門科目のうちから、共通必修科目2単位及び指導教員の指示により、専門科目4単位以上を含む8単位以上。
- 2 保健学論文研究8単位。

別表第3

医科学専攻修士課程

授 業 科 目			一般コース		分子イメージング 教育コース	
			必 修	選択必修	必 修	選択必修
共 通 科 目	医の倫理		1		1	1
	基礎医学Ⅰ		1 } 選		1 } 選	
	基礎医学Ⅱ		1 } 択		1 } 択	
	基礎医学Ⅲ		1 } 選		1 } 選	
	基礎医学Ⅳ		1 } 択		1 } 択	
	研究企画演習		1		1	
	論文研究		10		10	
専 門 科 目	分子・遺伝生物学Ⅰ			1		1
	社会医学			1		
	内科学概論			1		1
	外科学概論			1		1
	発生・発達・周産期医学概論			1		1
	分子イメージング概論Ⅰ			1	1	
	医用動物学			1		
	医学統計学入門			1		
	医療薬学特論					2
	応用医療薬学特論					2
	分子イメージング工学					2
	粒子ビーム科学					2
	歯学における画像診断学					2
	咀嚼と脳機能に関するPET診断					2
	分子イメージング特別講義					2
プ ロ グ ラ ム 科 目	分子医科学プログラム	分子・遺伝生物学Ⅱ		1		1
		免疫科学		1		1
		神経科学		1		1
		分子イメージング概論Ⅱ		1	1	
	病態医科学プログラム	がん科学		1		1
		先進医学通論		1		1
		創薬科学概論		1		1
	社会・医療システム 医科学プログラム	国際医療保健学		1		1
		医学データ解析入門		1		1
	ローテーション実習		4		4	
	インターンシップ実習科目		6		6	
	中間審査		2		2	

授 業 科 目	ヒューマンセキュリティ国際教育コース	
	必 修	選択必修
国際保健概論	2	
環境と健康	2	
開発経済学	2	
新興再興感染症とその対策	2	
感染症アウトブレイクと災害保健管理	2	
保健医療の質・安全管理	2	
環境と健康エネルギーの安全保障問題	2	
消費資源と社会的不安定	2	
論文研究	10	
ヒューマンセキュリティと社会		2
ヒューマンセキュリティ特論A		1
ヒューマンセキュリティ特論B		1
食料経済学		2
水環境論		2

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 一般コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目14単位、専門科目2単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。
2. 分子イメージング教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目13単位以上、専門科目3単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。
3. ヒューマンセキュリティ国際教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、必修科目26単位、選択必修科目4単位以上。

別表第4

医科学専攻 博士課程 (医学履修課程)

科目 区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択
コア 科目	分子医科学		2	研究推進・研究倫理ゼミ		6	国際交流セミナーA		1
	社会・環境医学		2	学際領域ゼミ		6	国際交流セミナーB		1
	先端臨床医学		2	先進臨床医学ゼミ		6	国際交流セミナーC		1
	神経科学基礎		2	論文研究	10		国際交流セミナーD		1
	免疫科学		2				海外留学成果評価		1
	生命倫理		2				海外学会参加成果評価		1
	Current Topics in Biomedical Sciences		2				インターンシップ成果評価		1
	Current Topics in Human Security		2						
	TR特論Ⅰ		2	TRトレーニングⅠ		6			
	TR特論Ⅱ		2	TRトレーニングⅡ		6			
	TR特論Ⅲ		2						
	TR特論Ⅳ		2						
	神経科学Ⅰ		2	神経科学ワークショップⅠ		2	神経科学セミナーⅠ		2
	神経科学Ⅱ		2	神経科学ワークショップⅡ		2	神経科学セミナーⅡ		2
	神経科学Ⅲ		2	神経科学ワークショップⅢ		2			
	神経科学Ⅳ		2	神経科学ワークショップⅣ		2			
NM 科目	NM特論		2				NM高等教育セミナーⅠ		1
							NM高等教育セミナーⅡ		1
分子イメ ージング 科目	分子イメージング特論	2		医学・歯学系分子イメージングトレーニング 薬学系分子イメージングトレーニング 工学系分子イメージングトレーニング		6 3 3	分子イメージング連携合同セミナー		2
がんプロ 科目	臨床腫瘍学特論Ⅰ	2		放射線治療トレーニングⅠ		1	がんプロ合同セミナー		2
	臨床腫瘍学特論Ⅱ	2		放射線治療トレーニングⅡ		2	がん医科学セミナー		2
	臨床腫瘍学特論Ⅲ	4		放射線治療トレーニングⅢ		6			
				化学療法トレーニングⅠ		1			
				化学療法トレーニングⅡ		2			
				化学療法トレーニングⅢ		6			
				緩和ケアトレーニングⅠ		1			
				緩和ケアトレーニングⅡ		2			
				緩和ケアトレーニングⅢ		6			
				腫瘍外科トレーニングⅠ		1			
				腫瘍外科トレーニングⅡ		2			
				腫瘍外科トレーニングⅢ		6			
				腫瘍外科トレーニングⅣ		6			
研究医 科目	研究医養成特論Ⅰ	2	選				研究医養成セミナー	1	
	研究医養成特論Ⅱ	2	択						

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 一般コースの学生は、指導教員の指示により、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
2. 分子イメージング教育コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び分子イメージング科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
3. 腫瘍専門医養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及びがんプロ科目のうちから、系統講義コース科目8単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
4. 研究医コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び研究医科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。

備考：TR=Translational Research NM=Network Medicine

変更事項
(東北大学大学院医学系研究科履修内規 (案))

[変更の事由]

1. 医学系研究科に新たに保健学専攻博士後期課程を設置するため。
2. 経済財政改革の基本方針2009を踏まえ、新たに医科学専攻博士課程（医学履修課程）に研究医コースを開設するため。

[変更点]

1. 保健学専攻博士後期課程において開設する授業科目、単位数及び履修方法について定める。
2. 研究医コースにおいて開設する授業科目、単位数及び履修方法について定める。

東北大学大学院医学系研究科履修内規現行改正案対照表（関係部分）

（改 正 案）

第1条

（省 略）

（障害科学専攻の授業科目及び単位数）

第2条 本研究科の障害科学専攻において開設する授業科目及び単位数は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する課程にあっては別表第1による。

（保健学専攻の授業科目及び単位数）

第3条 本研究科の保健学専攻において開設する授業科目及び単位数は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する課程にあっては別表第2による。

第4条

（省 略）

附 則

（省 略）

附 則（平成 年 月 日改正）

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1

（省 略）

別表第2

保健学専攻 博士課程（前期2年の課程）

（省 略）

保健学専攻 博士課程（後期3年の課程）

科目区分		授業科目	必修	選択
共通科目	共通必修科目	健康科学論	2	
	共通選択科目	看護科学方法論		2
		看護システム管理論		2
		分子医科学		2
		社会・環境医学		2
		先端臨床医学		2
特別研究科目		保健学論文研究	8	
専門科目	看護学コース	基礎・健康開発看護学セミナーⅠ		2
		基礎・健康開発看護学セミナーⅡ		2
		家族支援看護学セミナーⅠ		2
		家族支援看護学セミナーⅡ		2
		基礎・健康開発看護学特論		2
		家族支援看護学特論		2
	放射線技術科学コース	医用情報技術科学セミナーⅠ		2
		医用情報技術科学セミナーⅡ		2
		生体応用技術科学セミナーⅠ		2
		生体応用技術科学セミナーⅡ		2
		医用情報技術科学特論		2
		生体応用技術科学特論		2
	検査技術科学コース	基礎検査医科学セミナーⅠ		2
		基礎検査医科学セミナーⅡ		2
		臨床検査医科学セミナーⅠ		2
		臨床検査医科学セミナーⅡ		2
		検査医科学特論		2
		検査医科学実験トレーニング		2

（現 行）

第1条

（同 左）

（障害科学専攻の授業科目及び単位数）

第2条 本研究科の障害科学専攻において開設する授業科目及び単位数は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）にあっては別表第1による。

（保健学専攻の授業科目及び単位数）

第3条 本研究科の保健学専攻修士課程において開設する授業科目及び単位数は、別表第2による。

第4条

（同 左）

附 則

（同 左）

別表第1

（同 左）

別表第2

保健学専攻 修士課程

（同 左）

※次の各号により、16単位以上を修得すること。

- 1 共通科目及び専門科目のうちから、共通必修科目2単位及び指導教員の指示により、専門科目4単位以上を含む8単位以上。
- 2 保健学論文研究8単位。

別表第3 (省 略)

別表第4

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択
コア科目	分子医学		2	研究推進・研究倫理ゼミ		6	国際交流セミナーA		1
	社会・環境医学		2	学際領域ゼミ		6	国際交流セミナーB		1
	先端臨床医学		2	先進臨床医学ゼミ		6	国際交流セミナーC		1
	神経科学基礎		2	論文研究	10		国際交流セミナーD		1
	免疫科学		2				海外留学成果評価		1
	生命倫理		2				海外学会参加成果評価		1
	Current Topics in Biomedical Sciences		2				インターンシップ成果評価		1
	Current Topics in Human Security		2						
TR科目	TR特論Ⅰ		2	TRトレーニングⅠ		6			
	TR特論Ⅱ		2	TRトレーニングⅡ		6			
	TR特論Ⅲ		2						
	TR特論Ⅳ		2						
神経科学科目	神経科学Ⅰ		2	神経科学ワークショップⅠ		2	神経科学セミナーⅠ		2
	神経科学Ⅱ		2	神経科学ワークショップⅡ		2	神経科学セミナーⅡ		2
	神経科学Ⅲ		2	神経科学ワークショップⅢ		2			
	神経科学Ⅳ		2	神経科学ワークショップⅣ		2			
NM科目	NM特論		2				NM高等教育セミナーⅠ		1
							NM高等教育セミナーⅡ		1
分子イメージング科目	分子イメージング特論		2	医学・歯学系分子イメージングトレーニング		6	分子イメージング連携合同セミナー		2
				薬学系分子イメージングトレーニング		3			
がんプロ科目	臨床腫瘍学特論Ⅰ		2	放射線治療トレーニングⅠ		1	がんプロ合同セミナー		2
	臨床腫瘍学特論Ⅱ		2	放射線治療トレーニングⅡ		2	がん医学セミナー		2
	臨床腫瘍学特論Ⅲ		4	放射線治療トレーニングⅢ		6			
				化学療法トレーニングⅠ		1			
				化学療法トレーニングⅡ		2			
				化学療法トレーニングⅢ		6			
				緩和ケアトレーニングⅠ		1			
				緩和ケアトレーニングⅡ		2			
				緩和ケアトレーニングⅢ		6			
				腫瘍外科トレーニングⅠ		1			
				腫瘍外科トレーニングⅡ		2			
				腫瘍外科トレーニングⅢ		6			
				腫瘍外科トレーニングⅣ		6			
	研究医養成特論Ⅰ	2	選択				研究医養成セミナーⅠ		1
	研究医養成特論Ⅱ	2	選択				研究医養成セミナーⅡ		1

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

別表第3 (同 左)

別表第4

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択
コア科目	分子医学		2	研究推進・研究倫理ゼミ		6	国際交流セミナーA		1
	社会・環境医学		2	学際領域ゼミ		6	国際交流セミナーB		1
	先端臨床医学		2	先進臨床医学ゼミ		6	国際交流セミナーC		1
	神経科学基礎		2	論文研究	10		国際交流セミナーD		1
	免疫科学		2				海外留学成果評価		1
	生命倫理		2				海外学会参加成果評価		1
	Current Topics in Biomedical Sciences		2				インターンシップ成果評価		1
	Current Topics in Human Security		2						
TR科目	TR特論Ⅰ		2	TRトレーニングⅠ		6			
	TR特論Ⅱ		2	TRトレーニングⅡ		6			
	TR特論Ⅲ		2						
	TR特論Ⅳ		2						
神経科学科目	神経科学Ⅰ		2	神経科学ワークショップⅠ		2	神経科学セミナーⅠ		2
	神経科学Ⅱ		2	神経科学ワークショップⅡ		2	神経科学セミナーⅡ		2
	神経科学Ⅲ		2	神経科学ワークショップⅢ		2			
	神経科学Ⅳ		2	神経科学ワークショップⅣ		2			
NM科目	NM特論		2				NM高等教育セミナーⅠ		1
							NM高等教育セミナーⅡ		1
分子イメージング科目	分子イメージング特論		2	医学・歯学系分子イメージングトレーニング		6	分子イメージング連携合同セミナー		2
				薬学系分子イメージングトレーニング		3			
がんプロ科目	臨床腫瘍学特論Ⅰ		2	放射線治療トレーニングⅠ		1	がんプロ合同セミナー		2
	臨床腫瘍学特論Ⅱ		2	放射線治療トレーニングⅡ		2	がん医学セミナー		2
	臨床腫瘍学特論Ⅲ		4	放射線治療トレーニングⅢ		6			
				化学療法トレーニングⅠ		1			
				化学療法トレーニングⅡ		2			
				化学療法トレーニングⅢ		6			
				緩和ケアトレーニングⅠ		1			
				緩和ケアトレーニングⅡ		2			
				緩和ケアトレーニングⅢ		6			
				腫瘍外科トレーニングⅠ		1			
				腫瘍外科トレーニングⅡ		2			
				腫瘍外科トレーニングⅢ		6			
				腫瘍外科トレーニングⅣ		6			

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 一般コースの学生は、指導教員の指示により、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
2. 分子イメージング教育コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び分子イメージング科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
3. 腫瘍専門医養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及びがんプロ科目のうちから、系統講義コース科目8単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
4. 研究医コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び研究医科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。

備考：T R =Translational Research
NM =Network Medicine

1. 一般コースの学生は、指導教員の指示により、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
2. 分子イメージング教育コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び分子イメージング科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
3. 腫瘍専門医養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及びがんプロ科目のうちから、系統講義コース科目8単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。

備考：T R =Translational Research
NM =Network Medicine